

労災レセプトは オンライン請求が便利です

労災保険の労災診療費・労災薬剤費・アフターケア委託費は、オンライン・電子媒体で請求することができます。現在、健康保険のオンライン請求でお使いのレセプトコンピューター（送信用コンピューター）を労災レセプト対応に改修することで利用できます。

※ 改修・導入方法等については、現在お使いのレセプトコンピューターメーカーにご相談ください。

導入のメリット

1 査定結果・理由・支払額が分かります

これまでの「労災診療費支払振込通知書」とは別に、システム上で診療行為ごとの査定結果・理由、支払額を確認することができます。
ダウンロードも可能です。

2 事前にデータの不備をチェックできます

請求前に事前の点検（受付前点検）を行うことにより、レセプトデータをシステム上でチェックできるので、記入もれや誤りのないレセプトを提出できます。

3 受付時間が延長されます

オンライン請求では、土・日・祝日でも、毎月5～7日は8～21時、8～10日は8～24時まで請求することができます。

4 個人情報の流出防止などセキュリティが向上します

紙レセプト搬送時の事故防止など、オンライン請求では安全性の高いネットワーク回線を利用するため、セキュリティが向上します。

5 電子化による点数が算定できます

レセプト1件当たり、5点の労災電子化加算がされます。
（令和8年3月診療分までの予定です）
（薬剤費レセプトは対象となりません）

オンライン請求開始までの手続き

労災レセプトのオンライン請求は、すでに健康保険でオンライン請求を行っているレセプトコンピューターで行う必要があります。
労働局への届出後、ID・パスワードを取得して、ソフトウェアのインストールなどの設定作業、確認試験を実施し、オンライン請求ができるようになります。

届出書類の提出

都道府県労働局に届出書類を提出

※ 届出書類は、厚生労働省ホームページからダウンロードできます。

ID・パスワードの取得

ID・パスワードが記載された「ユーザー設定情報」の取得
（届出書類を提出してから1～2週間程度で郵送）

設定作業・確認試験

レセプトコンピューターに「送信用ソフト」をセットアップして、確認試験を実施

※ 設定作業は、厚生労働省ホームページにある「セットアップマニュアル」をご覧ください。
※ 確認試験は必ず実施してください。

オンライン請求の開始

5～10日にオンライン請求

※ 請求前に送信データにて受付前点検の実施をお願いします。

※ 電子媒体（CDなど）の請求手続きは、厚生労働省ホームページをご覧ください。

■ 届出・設定などの詳細は、
厚生労働省ホームページをご覧ください。

労災レセプト電算処理システム 🔍 検索

■ ご不明な点は、ヘルプデスクにお問い合わせください。

労災レセプト電算処理システム ヘルプデスク
フリーダイヤル 0120-631-660

受付日（毎月）	受付時間	備考
5～7日、11日、12日	8:00～21:00	土、日、祝日も受付
8～10日	8:00～24:00	土、日、祝日も受付
13日～月末	9:00～17:00	平日のみ受付

※ 1～4日9:00～17:00（土日祝日を除く）については、厚生労働省労災保険業務課にお問い合わせください。
電話（代） 03-3920-3311（労災レセプト電算処理システム担当まで）

都道府県	郵便番号	住所	電話番号
北海道	060-0807	札幌市北区北7条西1丁目2-6 NCO札幌12階	011-716-2080
青森	030-8558	青森市新町2-4-25 青森合同庁舎2階	017-734-4115
岩手	020-8522	盛岡市盛岡駅西通1-9-15 盛岡第2合同庁舎5階	019-604-6200
宮城	983-0852	仙台市宮城野区榴岡4-5-22 宮城野センタービル7階	022-292-7301
秋田	010-0951	秋田市山王7-1-3 秋田合同庁舎4階	018-800-9533
山形	990-8567	山形市香澄町3-2-1山交ビル3階	023-624-8227
福島	960-8513	福島市花園町5-46福島第二地方合同庁舎3階	024-529-5376
茨城	310-8511	水戸市宮町1-8-31 茨城労働総合庁舎5階	029-224-6217
栃木	320-0043	宇都宮市桜5-1-13 宇都宮地方合同庁舎4階	028-610-0090
群馬	371-8567	前橋市大手町2-3-1 前橋地方合同庁舎8階	027-896-4738
埼玉	330-6016	さいたま市中央区新都心11-2 ランド・アクシス・タワー16階	048-826-6717
千葉	260-8612	千葉市中央区中央4-11-1 千葉第2地方合同庁舎4階	043-202-2370
東京	110-0005	台東区上野1-10-12 商工中金・第一生命上野ビル5階	03-5812-8391
神奈川	231-0006	横浜市中区南仲通3-32-1 みなとファンタジアビル5階	045-222-6625
新潟	950-0965	新潟市中央区新光町16-4 荏原新潟ビル6階	025-283-2123
富山	930-8509	富山市神通本町1-5-5 富山労働総合庁舎1階	076-432-2739
石川	920-0024	金沢市西念3-3-5 石川県勤労者福祉文化会館7階	076-200-8625
福井	910-0006	福井市中央3-1-5 三谷中央ビル7階	0776-22-2656
山梨	400-8577	甲府市丸の内1-1-11	055-236-5880
長野	380-0846	長野市旭町1108 長野第二合同庁舎4階	026-480-0707
岐阜	500-8723	岐阜市金竜町5-13 岐阜合同庁舎5階	058-245-8181
静岡	420-0859	静岡市葵区栄町4-10 静岡栄町ビル9階	054-653-6050
愛知	460-0008	名古屋市中区栄2-3-1 名古屋広小路ビルディング11階	052-855-2148
三重	514-0033	三重県津市丸之内26-8 津合同庁舎4階	059-213-5511
滋賀	520-0806	大津市打出浜14-15 滋賀労働総合庁舎6階	077-522-1131
京都	604-8171	京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町577-2 太陽生命御池ビル3階	075-211-4100
大阪	540-0003	大阪市中央区森ノ宮中央1-15-10 大阪中央労働総合庁舎3階	06-7711-0740
兵庫	650-0044	神戸市中央区東川崎町1-1-3 神戸クリスタルタワー17F	078-367-9157
奈良	630-8113	奈良市法蓮町163-1 新大宮愛正寺ビル3階	0742-32-1071
和歌山	640-8581	和歌山市黒田2-3-3 和歌山労働総合庁舎2階	073-488-7366
鳥取	680-8522	鳥取市富安2-89-9	0857-29-1706
島根	690-0841	松江市向島町134-10 松江地方合同庁舎5階	0852-60-0855
岡山	700-0984	岡山市北区桑田町1-36 岡山地方合同庁舎1階	086-206-1821
広島	730-0013	広島市中区八丁堀5-7 KSビル6階	082-225-6314
山口	753-8510	山口市中河原町6-16 山口地方合同庁舎第2号館6階	083-995-0374
徳島	770-0851	徳島市徳島町城内6-6 徳島地方合同庁舎	088-652-9144
香川	760-0019	高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎2階	087-811-3215
愛媛	790-0006	松山市南堀端町5-8 オワセビル8階	089-998-6580
高知	781-9548	高知市南金田1-39 高知労働総合庁舎2階	088-880-1181
福岡	812-0013	福岡市博多区博多駅東2-6-26 安川産業ビル10階	092-433-7225
佐賀	840-0801	佐賀市駅前中央3-3-20 佐賀第二合同庁舎5階	0952-32-7166
長崎	850-0033	長崎市万才町7-1 TBM長崎ビル6階	095-801-0019
熊本	860-8514	熊本市西区春日2-10-1 熊本地方合同庁舎A棟9階	096-211-1122
大分	870-0037	大分市東春日町17-20 大分第2ソフィアプラザビル6階	097-533-8200
宮崎	880-0805	宮崎市橘通東3-1-22 宮崎合同庁舎2階	0985-29-5577
鹿児島	892-0842	鹿児島市東千石町14-10 天文館NNビル8階	099-216-8616
沖縄	900-0006	那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎1号館1階	098-868-7805

令和6年度 厚生労働省委託事業 労災保険オンラインレセプト 導入支援金申請の手引き

労災指定医療機関様向け



導入される労災指定医療機関のみなさまに対し、
導入支援金をお支払いします



労災保険オンラインレセプトの

メ リ ッ ト

明快 査定結果・理由・支払額が分かります
 これまでの「労災診療費支払振込通知書」とは別に、システム上で診療行為ごとの「査定結果・理由」、「支払額」を確認できます。また、それらのファイルのダウンロードも可能です。

確実 事前にデータの不備をチェックできます
 請求前に事前の点検(受付前点検)を行うことにより、レセプトデータをシステム上でチェックできます。記入漏れや誤りのないレセプト作成により、請求業務がスムーズになります。

余裕 受付時間が延長されます
 オンライン請求では、土・日・祝日も、毎月5～7日は8～21時、8～10日は8～24時まで請求することができます。また、データに不備があり、10日までに請求できなかった分は、当月の12日まで修正して請求することができます。

安全 個人情報の流出防止など、セキュリティが向上します
 レセプトの搬送(窓口への持参又は送付)時の破損や紛失などを回避できます。オンライン請求は安全性の高いネットワーク回線を利用するためセキュリティが向上します。

アフターケア委託費 初回郵送後はオンラインで対応します
 アフターケア委託費についても、電子レセプトによる請求が可能です。初回のみ郵送が必要ですが、以降はオンラインで請求できます。

お得 電子化による点数が算定できます
 レセプト1件あたり、5点の労災電子化加算がされます。(令和8年3月診療分までの予定です。薬剤費レセプトは対象となりません。)

オンライン請求を導入した医療機関さまのお声
 平成29年4月以降にオンライン請求を導入した全国の労災指定医療機関さまに向けて、アンケートを実施しました。



オンライン請求になり、レセプト提出期限まで時間の余裕ができました。それに加え、請求前にエラーのチェックができることから、より正確な請求ができるようになりました。(大阪府:Kクリニック)



紙レセプトを作成する手間がはぶけて作業がとてもスムーズになりました。書き写しの間違いの心配やレセプト用紙を取り寄せる手間があったため、オンラインでの請求はありがたいです。(福岡県:H医院)



導入支援金とは

労災レセプト電算処理システムにより労働者災害補償保険診療費請求書及びレセプトをオンラインで請求する場合の環境整備に係る費用の負担に対して、費用の一部を支払うものです。



対象経費

労災指定医療機関において、労働者災害補償保険診療費請求書及びレセプトを作成するために必要なソフトウェアの導入費用、及び導入に伴う既存のレセプトコンピュータ及び送信用パソコンの諸設定に係る費用を対象とします。なお、導入支援金の申請は一度のみとします。



対象期間

右の表に定める対象期間内に労災レセプト電算処理システムを導入した労災指定医療機関を対象とします。なお、予算がなくなり次第終了となりますのでご注意ください。(お申込みが集中する場合、締切を繰り上げる場合もございます。お早めの申請手続きをお願いします。)

区分	対象期間 ※納品した日付
病院・診療所	平成28年4月1日～令和7年2月28日



導入支援金の算定方法

導入支援金の算定は、労災専用ソフトウェアの導入及び諸設定に要した実支出額に2分の1を乗じて得た額とします。ただし、次の表に定めた区分ごとの限度額を上回る際には、限度額を算定額とします。この場合において、平成31年4月1日以降に労災レセプト電算処理システムを導入した場合は①に定める限度額、平成31年3月31日以前に労災レセプト電算処理システムを導入した場合は②に定める限度額を算定額として適用するものとします。なお、算定額に1,000円未満の端数が生じる場合には、これを切り捨てるものとします。

導入にかかった実支出額	比較して少ない方の額を選定	区分	限度額	
			①平成31年4月以降導入	②平成31年3月以前導入
実支出額の 1/2※	※1,000円未満の端数切捨て	病床20床以上	800,000円	500,000円
		病床20床未満	500,000円	400,000円

導入支援金の申請手続き等の詳細は、「令和6年度 労災レセプトのオンライン化に向けた普及促進事業に係る導入支援金支払要領」をご確認ください。

早めの申請手続きをお願いします。



導入支援金は、申請書類のご提出後、1か月～1か月半程度で支払を行うこととしておりますが、申請書類の修正や添付資料の不足などがある場合は、それ以上の日数がかかることがあります。また、予算がなくなるなどの事情により申請期限前に終了することもございますので、時間に余裕をもって早めの申請手続きをお願いいたします。

オンライン請求導入

step 1 システムベンダーに見積り依頼

レセプトコンピュータ販売代理店等に連絡して、お使いのレセプトコンピュータが労災レセプトのオンライン請求に対応しているかを確認し、導入にかかる費用がいくらなのかを確認してください。



step 2 見積りをもとに導入検討

販売代理店等から見積書が届いたら、見積り金額をもとに、導入されるかご検討ください。



step 3 導入を決めたら、労災用IDを取得

施工業者と工事のスケジュールを調整すると同時に、管轄の都道府県労働局へオンライン請求を開始するための書類を提出します。

1~2週間で、労働局からIDとパスワードが発行されます。

P.5
参照



step 4 システムベンダーによる導入設定

工事の手順は、施工業者の方にご確認ください。
※販売代理店等との間で交わされる以下の書類は、導入支援金の申請時に必要になります。

(必要な書類) 契約書 注文書 納品書 領収書



step 5 オンライン化の確認試験実施

導入設定が完了したら、実際にアクセスすることができるか確認試験を実施してください。

※導入支援金を申請する際に、確認試験の結果の「送信データ集計表」を印刷したものが必要になります。

(必要な書類) 「送信データ集計表」のプリント

P.6
参照



(「オンライン請求」の環境整備は完了です)

次頁のstep 1へ

導入支援金の申請

step 1 申請書類取り寄せ

「労災保険オンラインレセプト普及促進センターヘルプデスク」へお電話いただくか、以下の二次元コードまたはWEBサイトよりダウンロードしてください。

TEL: 0120-010-631

WEB: <https://www.rourece.mhlw.go.jp/>



step 2 申請書類準備

当冊子を参考に申請書類へ必要事項を記入し、必要書類を添付してください。

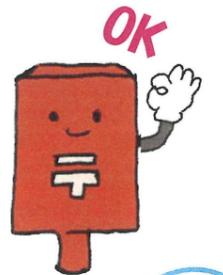
P.9
参照



step 3 ポストへ投函

申請書類の記入が終わりましたら、「労災保険オンラインレセプト普及促進センターヘルプデスク」へお送りください。

※導入支援金の申請は令和7年2月末までを予定しておりますが、予算がなくなるなどの事情により、それ以前に終了する場合がございますので、お早めの申請手続きをお願いします。



step 4 確認電話への対応

申請書類が届きましたら、ヘルプデスクよりご担当者様へ到着確認のお電話をいたします。

※記入内容や添付書類の内容について確認させていただくことがあります。内容に間違いがある場合は、修正をお願いすることがあります。



step 5 導入支援金の振り込み

申請いただいた支援金は、審査後にお振込みされます。申請書類のご提出後、1か月~1か月半程度かかります。支払いは「支払通知書」の発送にて通知します。

※追加提出や修正などがある場合は、それ以上の日数がかかる場合があります。

P.8
参照



オンライン請求時には、労災指定番号ごとに発行される専用のIDとパスワードが必要になります。

IDを取得するために、管轄の都道府県労働局へ「(労災)電子情報処理組織の使用による費用の請求に関する届出」を提出します。

IDの取得手順



1 厚生労働省のホームページから書類をダウンロードします。

<https://www.mhlw.go.jp/>



厚生労働省のホームページの検索窓に「**労災 届出書類**」と入力 ※どちらか1か所でもOK

1-2 サイト内検索結果
「**労災レセプト電算処理システムに関する届出書類**」
「**労災レセプト電算処理システムに関する届出書類について**」のページを開く

1-3 電算処理システムに関する届出書類について
オンライン請求の場合
「(労災)電子情報処理組織の使用による費用の請求に関する届出」をクリック
→Wordの書類がダウンロードされる

2 書類に記入の上、都道府県労働局の「労災補償課」に提出してください。

3 1~2週間で、ID・パスワードが発行されます。

4 取得したIDをもとに設定作業を実施してください。

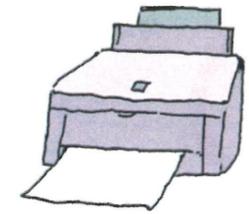
5 オンライン化の確認試験を実施してください。

導入支援金を申請するにあたり確認試験の結果画面を印刷したものを添付する必要があります。

印刷は以下の手順で行ってください。

すでに本請求をされている場合は、あらためて確認試験を行う必要はありません。直近の本請求の受領書の写しを添付ください。

印刷の手順



1 労災レセプト電算処理システムにログインして確認試験を実施※

2 確認試験実施後、「確認試験」メニューの「レセプト送信・状況」ボタンをクリック

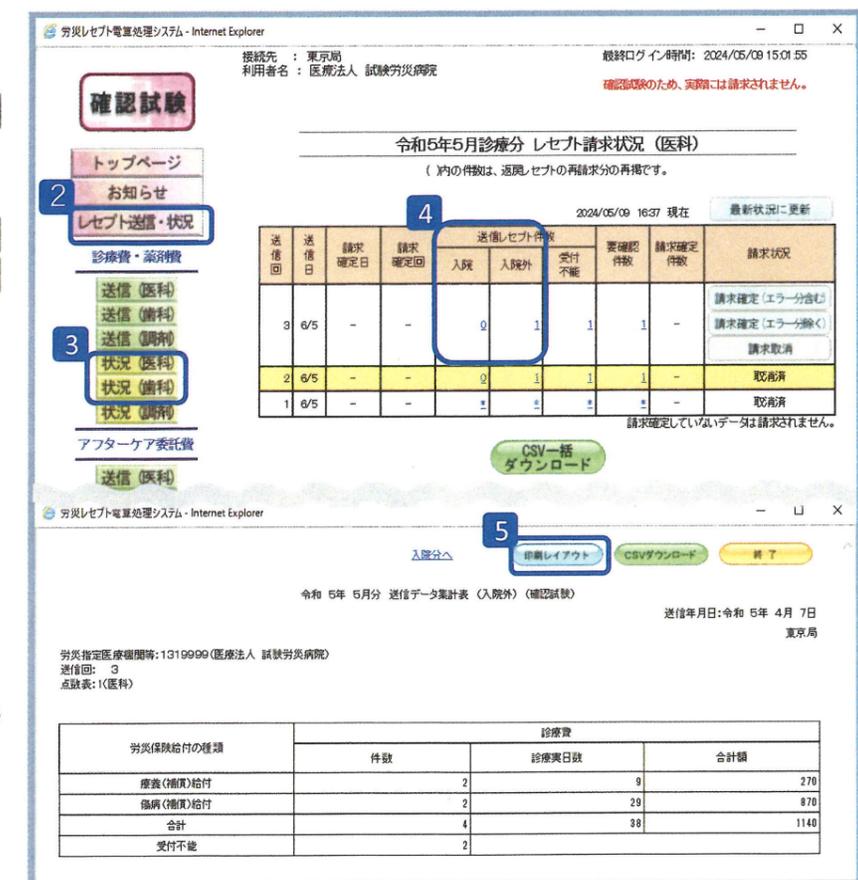
3 確認試験で送信したものをクリック
状況 (医科)
状況 (歯科)

4 レセプト請求状況の表にある「送信レセプト件数」列の「入院」または「入院外」の数字をクリック

送信レセプト件数	
入院	入院外
1	4

5 「送信データ集計表(確認試験)」の画面が表示されたら画面上部の「印刷レイアウト」ボタンをクリック

6 「印刷プレビュー」画面が表示されたら、右クリックで「印刷」メニューを選択し、印刷する



!! POINT

※確認試験の結果画面を印刷するためには、事前の確認試験の実施が必要です。

確認試験の実施については厚生労働省ホームページをご参照ください。確認試験を行う上でご不明な点は、労災レセプト電算処理システムヘルプデスクにお問い合わせください。

労災レセプト電算処理システムヘルプデスク

0120-631-660

5-7日、11-12日: 8-21時(全日)
8-10日 : 8-24時(全日)
13日-月末 : 9-17時(平日)

導入支援金の対象

本事業での導入支援金の対象となる費用は下記のように分類されます。

- ソフト購入経費
 - 導入に伴う諸設定費
 - ・労災ソフト設定費用、作業費用、旅費交通費
 - ・指導費
 - ・インターネット配線工事費(初めて環境を整える場合のみ)
- ※モデムなどのハードウェア購入費は対象外です



なお、購入、リース、割賦などの費用のうち申請時まで実際に要した費用(実支出額)が対象となります。

- 労災レセプト以外の費用
 - パソコン本体代
 - その他ハードウェア
 - インターネット接続費用
- ※モデムなどのハードウェア購入費、月々の契約料及び使用料は対象外です



ご用意いただく申請書類等

次のことを確認の上、必要書類をご用意ください。

■ 導入支援金は、「労災レセプトに係る費用※」のみを対象としています。

各種添付書類には、「労災レセプトに係る費用」に関する取り交わしを含むことを明記してください。内訳の記載がない場合は、業者からの明細書を発行してください。
※労災レセプトをオンラインで請求する場合の環境整備に係る費用

■ ハードウェア、健保・社保・自賠責ソフトなどは対象になりません。

すべて一式で購入し、支援金の対象外となる商品も含まれる場合は、内訳として「労災レセプトに係る費用」がいくらに当たるのかを明記する必要があります。

■ 労災分の経費が不明な場合は、導入支援金の支払対象とならない場合があることにご留意ください。



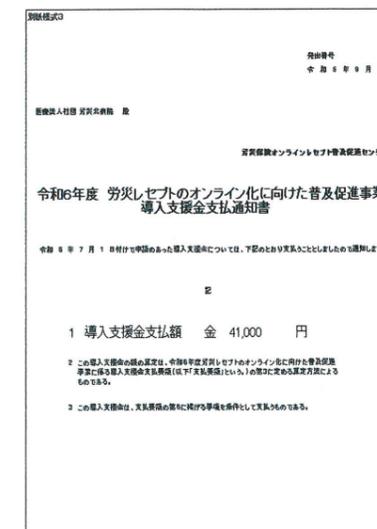
支払いの際には、「支払通知書」を発送し、通知します。



申請書類の確認及び必要に応じて行う現地審査等により、支払の対象となる作業及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等を確認した上で、導入支援金の支払をします。

支払の際には、「支払通知書」を発送し、通知します。

なお、確認の結果、申請書類に不備があるものは返戻理由を付けて、申請者へ送付します。



必ずご確認ください

1. 支払の条件

- ① 導入支援金の支払を受けた者は、支払の対象となった作業の遂行及び支出状況について労災保険オンラインレセプト普及促進センターから要求があったときは、速やかに状況を報告しなければなりません。
- ② 導入支援金の支払を受けた者は、支払の対象となった作業に係る収支を明らかにした帳簿を供え、当該収入及び支出について、証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を支払の対象となった作業完了の日の属する年度の終了後5年間保管しておかなければなりません。
- ③ ①から②までの条件に違反した場合は、導入支援金の全部又は一部を返納いただくことがあります。

2. 支払の取消

- ① 支払を受けようとする指定医療機関が導入支援金の支払に付された条件その他法令に違反したとき、又は労災保険オンラインレセプト普及促進センターに提出した導入支援金の算定の基礎となる資料について故意もしくは重大な過失により事実と異なる報告をしたと認められるときは、導入支援金の全部又は一部を取り消すことがあります。
- ② 支払を受けようとする労災指定医療機関が提出した導入支援金の算定の基礎となる資料について故意もしくは重大な過失以外の事情により事実と異なる報告をしたと認められるとき、又はその他の事情により所要の措置を講ずる必要があると認められるときは、導入支援金の支払の全部又は一部を取り消すことがあります。

3. 導入支援金の返還

導入支援金の支払を取り消した場合において、導入支援金の当該取り消しに係る部分に関し、既に導入支援金の支払がされているときは、期限を決めて、その返還を命ずるものとします。

4. 延滞金

- ① 労災指定医療機関に導入支援金の返還の請求を行った場合、これを納付すべき期限までに納付しなかったときは、導入支援金の受領の日から納付までの日の日数に応じ、返還すべき額につき年3.0%の割合で計算した延滞金を納付させるものとします。
- ② ①により延滞金を納付しなければならない場合において、労災指定医療機関の納付した金額が返還すべき導入支援金の額に達するまでは、その納付金額は、まず延滞金の額に充てられたものとします。

必要書類をご用意の上、
記述見本を参考に書類を作成ください。

申請書	納品書写し	「送信データ集計表」のプリント
契約書の写し	領収書の写し	
注文書の写し	通帳の写し	導入費用を支払ったことわかる書類

必要書類の詳細は、「令和6年度 労災レセプトのオンライン化に向けた普及促進事業に係る導入支援金支払要領」またはP.12をご確認ください。

!! POINT

申請書に記入する選定額の計算方法

1 総事業費をもとに比較額を算出

総事業費 220,550円 → 比較額 110,000円 (千円未満切捨て)

2 納品日をもとに限度額をチェック

限度額	平成31年4月以降に導入
病院(病床数20床以上)	800,000円
診療所(病床数20床未満)	500,000円
薬局	

令和5年納品だと、

3 選定額が決定!

500,000円 > 110,000円

限度額と比較額を比べて少ないほうが選定額になります

申請書の記述見本

1 申請者名と署名

どちらも労災指定機関の代表者の名前が必要となります。記入漏れにご注意ください。

2,3 添付書類をもとに記入

契約書や納品書をもとに、内訳を記入していきます。申請書に記入する際は、すべて税込金額になります。

2 「ソフト導入経費」にあたる費用

労災ソフトウェアの本体代、労災オプション費用はこちらの区分になります。

3 「導入に伴う諸設定費」にあたる費用

設定費用や作業費用、指導費等が発生した場合はこちらの区分になります。

4 「送信データ集計表」に記載の日付を記入

添付書類として提出する、確認試験の「送信データ集計表」の右上に印字されている日付を記入してください。

※電子媒体請求の場合は「電子媒体確認 申請書」の提出日をご記入ください。

受付番号 申請年月日
令和6年8月31日

労災保険オンラインレセプト普及促進センター 御中

1 申請者名: 労災太郎

令和6年度 労災レセプトのオンライン化に向けた普及促進事業 導入支援金申請書

①ソフト導入経費	49,500円(税込)	①月償等	
②導入に伴う設定費	29,700円(税込)	②支払期間	
A 総事業費	79,200円(税込)	A 総支払済額	
B 比較額	39,000円		
C 限度額			
D 限度額(支払額)	39,000円		

4 確認試験実施日 令和6年4月1日

1 労災太郎

契約書・納品書の記述見本

契約書兼注文書

1 医療法人社団 労災北病院 御中

2 発行日: 2024年4月1日

商品名	〇〇社製 医事システム一式	〒000-00
請求金額	792,000円 現金 <input type="checkbox"/> リース <input type="checkbox"/>	792,000円
保守料請求開始	2024年6月	運用開始日 2024/5/10
納品日	2024/5/1	代理店

東京都〇〇区〇〇町〇〇

〇〇レセコン会社

担当: 〇〇

下記の通り、注文いたします。

品名	数量	単価	定価
【ハードウェア】			
〇〇社製デスクトップ型PC、キーボード	1	100,000	100,000
USBデバイス	1	100,000	100,000
【ソフトウェア】			
メーカー名: 〇〇システムズ 商品名: 〇〇メディカルⅢ			
電子カルテ一体型レセコンソフト	1	200,000	200,000
(内 労災ソフトオプション追加)	1	45,000	
医事会計ソフトくん	1	200,000	200,000
【作業費】			
一体型レセコン設定費、作業費、指導費	1	100,000	100,000
(内 労災オンライン化における導入作業費)	1	7,000	
労災オンライン設定作業費	1	20,000	20,000
小計			720,000
消費税(10%)			72,000
請求額(税込)			792,000

「どのような商品の売買を約束をして、いつ納品する」という流れが確認できる内容をご記入ください。

1 宛名の記載の確認

申請する機関が取り交わした契約だとわかる必要があります。申請機関宛てに発行された書類をご用意ください。

2 発行日の日付

契約から納品、支払までの流れを確認するために、各書類とも日付が必要になります。

3 メーカー・ソフト名の記載

ソフトウェアの新規購入がない場合も、使用しているメーカー名・ソフト名を明らかにしてください。記載がない場合は、手書きで補足するかたちでもかまいません。

労災オンラインレセプトに係るソフトの他にも一緒に契約した場合は、全体の経費及びそのうち労災分の経費内訳がわかるように記載してください。健康保険システムと一体的に導入した場合で、全体の経費の中に健康保険システム分も含まれる場合は、労災ソフトの導入及び諸設定に要した実支出額は、当該経費の2分の1を限度として算出することにご留意ください。

領収書の記述見本

領収書

No.123456789
2024年4月1日

① **医療法人社団 労災北病院** 御中

金 ② **792,000** 円

但 ③ **労災レセプトオプション費用として¥79,200**
上記正に領収いたしました

〒000-0000
東京都〇〇区〇〇
〇〇レセコン会社
登録番号: TXXXX

収入印紙

- ①宛名 「申請機関宛て」でご用意ください。
- ②契約全体額 契約全体額を記載ください。
- ③但し書き 「労災に係る費用」及び領収であることを明確に記載ください。
- ④領収日の日付

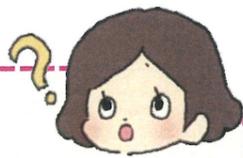
このほか、導入費用を支払ったことわかる書類を添付(現金払いを除く)ください。

通帳の写しについて

振込口座の確認書類として、通帳の以下の項目が記載されている箇所をコピーして、提出してください。

- 個人名義人の「カナ」
- 口座番号

※当座で通帳がない場合は、同様の項目がわかるものであれば、代用できます。



!! POINT

リース契約の場合

月々のリース料金の中から、**すでにお支払いを済ませた金額のみが対象**となります。通常の必要書類の他に、リース契約書、支払明細の写しなど、以下の記載がある補足書類の添付が必要です。

※支援金申請は、リース契約であっても1機関につき1度のみとなりますのでご注意ください。

- 労災レセプト導入にかかる全体費用と内訳
- 支払予定回数
- 支払済のリース料金は何か月分かを明らかにするため、申請書及び申請書別紙を記入して提出してください。

領収書・領収証明書について

月々の領収書にも、必ず但し書きとして「**労災レセプトに係る費用**」の内訳が必要です。月々の領収書の発行が難しい場合は、支払期間・支払回数・支払金額を記載した「**領収証明書**」を代用書類として添付してください。

領 収 書

No.123456789
2024年4月1日

医療法人社団 労災北病院 御中

金 **792,000** 円

但 月々のリース代〇〇円(税込)のうち、
労災レセプトオンライン導入にかかった費用
月々〇〇円(税込)
令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日まで支払い
上記正に領収いたしました

〒000-0000
東京都〇〇区〇〇町
〇〇レセコン会社
登録番号: TXXXXXX

収入印紙



提出前内容チェック

- 記入内容の**記入漏れ**はありませんか？
- 申請書に記入した金額は、**税込**で記載されていますか？
- 添付書類に「**労災**」の記載はありますか？
- 申請書を訂正する場合や書き損じてしまった場合は、**黒インク**で二重線を引き訂正印を押印して訂正してください。



提出書類の最終チェック

■ 基本の送付書類

- 申請書(別紙様式1及び申請書別紙) お取り寄せ方法についてはP.4参照
- 契約書の写し(売買、リース契約書等、導入時の契約内容が確認できるもの)
購入の場合は「注文書」「注文請書」の代用も可能
- 注文書、注文請書の写し(労災ソフトの発注の事実が確認できるもの)
- 納品書の写し 「作業完了報告書」「検収書」「仕切書」でも代用可
(労災ソフトの導入の事実及びその時期が確認できるもの)
- 領収書の写し 「領収証明書」でも代用可(労災ソフトの導入費用が確認できるもの)
- 導入費用を支払ったことわかる書類
通帳の該当部分の写しや、振込時のご利用明細の写し等(現金払いの場合を除く。)
- 確認試験の「送信データ集計表」のプリント
 - 電子媒体請求の場合(確認試験のプリントは不要)
 - 「(労災)光ディスク等を用いた費用の請求に関する届出」の写し
 - 「電子媒体確認申請書(光ディスク送付書)」の写し
- 通帳の写し 口座名義人のカナ・口座番号のわかる面の写し

<リース契約の場合>

- 申請時まで既に支払ったリース料等が確認できる書類及びリース契約等の金額が確認できる書類

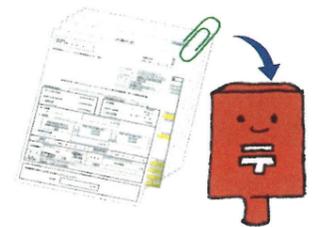
<健康保険システム等と一体的に導入した場合>

- システム全体に要した経費及びそのうち労災ソフト分の経費の内訳等が確認できる書類

※導入経費等の内容を確認するため、上記以外の資料をご提出いただく場合があります。
※見積書、請求書は代用書類としてご利用いただけません。

■ 送付時のお願い

- ・添付書類は、クリップなどでひとまとめにしてください。
- ・必要書類以外に、証明書として内訳書などが必要な際は、一緒にご提出ください。



申請書類
送付先

150-0043

東京都渋谷区道玄坂1-19-11 寿道玄坂ビル 2階
労災保険オンラインレセプト普及促進センター ヘルプデスク 宛

●対象となる施設

無床診療所でも対象になりますか？

○ 対象となります。「診療所(20床未満)」として申請してください。

新たに開業する場合でも対象になりますか？

○ 対象となります。ただし労災指定医療機関であることが前提となります。労災に係る費用のみが対象となりますので、社保・健保ソフトやパソコンなどは対象となりません。

複数の病院・診療所に導入した場合、各施設ごとに支援金は申請できますか？

○ はい、施設ごとに申請できます。導入支援金は、労災指定番号一つにつき一度の申請ができます。

●対象となる経費

オンライン導入を考えていますが、導入支援金対象となる費用は？

労災レセプト作成ソフトの購入費用と、レセプトコンピュータの設定をすることによって労災レセプトのオンライン請求が可能となる場合は、その費用が対象となります。

健保・社保との一体型ソフトを購入しましたが、対象費用はどうなりますか？

一体型ソフトの費用から、内訳として「労災にあたる部分」がいくらになるのかを算出いただく必要があります。添付書類にも、労災分の内訳の記載が必要になります。

労災オプションは実装されており、設定変更をすればオンライン請求は可能とのことでした。この場合は対象となりますか？

○ 対象となります。労災レセプト作成ソフトが実装されていても、レセプトコンピュータの設定変更をしなければオンライン請求が可能とならない場合には、その設定変更のための費用は対象となります。

すでに実装していますが、使用も更新もせず、バージョンアップしなければオンライン請求ができません。バージョンアップ経費は対象となりますか？

△ 実装時にオンライン用のID・パスワードを労働局に申請して取得し、オンライン請求のできる環境が整っていた状況であれば対象とはなりません。労災レセプトのオンライン請求のできる環境が初めて整う場合に係る費用が対象となります。

労災の電子レセプト作成用ソフトと合わせて購入したレセプトコンピュータの費用は対象となりますか？

× 対象とはなりません。レセプトコンピュータはハードウェアにあたるため、対象外です。労災の電子レセプト作成ソフトの購入費と設定作業費が対象となります。

●リース契約について

リース契約でも対象になりますか？

○ 対象となります。ただし、対象期間内に医療機関からリース契約会社への支払いが済んでいる分のみが対象となります。
※支援金の申請は1施設1回限りとなりますのでご注意ください。

リース契約の場合、領収書は各月のものが必要ですか？

領収書は一括のものでも毎月のものでも構いませんが、労災レセプトをオンライン請求するためにかかった費用の内訳と、支払った期間(回数)を確認するため申請書及び申請書別紙に記載するとともに必要となる添付書類を提出してください。

●導入支援金・労災レセプト電算処理について

令和6年度の導入支援金の申請に必要な書類はいつまでに全て揃える必要がありますか？

導入支援金申請時に全ての必要書類を揃えて提出が必要です。
なお、導入支援金の申請は令和7年2月末までを予定しておりますが、予算がなくなるなどの事情により、それ以前に終了する場合がございますので、お早めの申請手続きをお願いします。
(申請締め切り時点で必要書類が全て揃ってない場合は導入支援金の支払いはできません。)
申請期限や手続きについては、「労災レセプトオンライン化ナビ」でお知らせしておりますのでご確認ください。

労災レセプトオンライン請求には、専用の電子証明書は必要ですか？

× 新たに労災レセプト用として電子証明書を取得する必要はありません。社保・健保で取得している電子証明書をそのまま利用することができます。

オンライン化は義務化されているのでしょうか？

× 義務化されておらず、今までどおり紙による請求も可能です。

オンライン請求を行った場合、電子レセプトにより請求できるものはありますか？

電子レセプトにより請求できるものは下記の通りです。

- 労働者災害補償保険診療費請求書
- 労災診療費請求内訳書等(レセプト)
- アフターケア など

下記は今までどおり紙レセプトでの請求になります。

- 様式第5号(療養(補償)給付たる療養の給付請求書)など

くわしくは
WEBで！

労災レセプトオンライン化ナビ 検索

<https://www.rourece.mhlw.go.jp/>

●申請書の書き方がわからない

申請書のダウンロード、記入例や添付書類についてもくわしく掲載しています。

●実際に導入している病院の意見がききたい

過去に導入した病院、診療所のインタビュー動画を公開しています。

●くわしい話を聞きたい

ZOOMを利用したオンライン説明会や、1対1の個別説明も行っています。
メールフォームからご予約できます。

【お問い合わせ】 労災保険オンラインレセプト
普及促進センターヘルプデスク

TEL:0120-010-631

E-mail:info@rourece.jp

FAX:0120-114-631

WEB: <https://www.rourece.mhlw.go.jp/>

※土日祝日、年末年始は除く
平日9:00-18:00

〒150-0043

東京都渋谷区道玄坂1-19-11 寿道玄坂ビル 2階



労災オンラインレセプト導入に向けた

オンライン

説明会



労災保険の診療費・薬剤費の請求が、
オンライン・電子媒体でできる「労災保険オンラインレセプト」導入へ向けた疑問に、
オンライン説明会でわかりやすくお答えします！

無料

実施期間 9月4日(水)~12月26日(木) 毎週 **水・木** 曜日

開催時間
13:00-14:00 医療機関様向け ※申込締切：開催日の2日前まで
14:00-15:00 薬局様向け ※定員：各回50名

- プログラム
- ① 普及促進の取組概要 (5分) (厚生労働省担当者)
 - ② システム導入のご案内 (15分)
 - ③ 導入事例の紹介(10分)
 - ④ よくある質問(5分)
 - ⑤ 質疑応答(25分)

▼令和6年度の導入支援金の詳細はこちら
<https://www.rourece.mhlw.go.jp/>

労災レセプトオンライン化ナビ 検索



申込方法は裏面をご覧ください。
上記URLからもお申し込みいただけます。

裏面

参加申込方法

申込フォームまたはメールでお申込ください



WEB:

<https://www15.webcas.net/form/pub/shika/rourece>



メール: info@rourece.jp



[申込フォーム]

メールのタイトルを
【労災レセプトオンライン化導入支援金説明会（個別説明）の申込】とし、
以下の内容をお知らせください。

- 参加希望日 ●参加時間 ●労災指定番号
- 機関名 ●参加者氏名 ●メールアドレス

都合により説明会にご参加いただけない場合は、オンラインでの個別説明や
訪問してのご説明も行っています。メールでご相談ください。

説明会 ご参加の 流れ

1. 実施日2日前目途にご登録アドレスへ案内メールが届きます。
2. 当日はメールの案内に沿って開始時間までにログインしてください。

※オンライン説明会ではWEB会議システムのZOOMを使用します。
※必要環境：パソコン、PC用マイク(任意)、PC用カメラ(任意)



労災レセプト オンライン化ナビ をご活用ください

労災保険オンラインレセプト導入に
関するすべての情報を掲載！

導入支援金に関する申請から導入までの情報

申請書・手引きのダウンロード

導入説明会へのお申込み

実際の導入後のメリット

導入に向けたアンケート回答受付



**導入支援金は、予算がなくなるなどの事情により
申請期限前に終了することもありますので、
時間に余裕をもって早めの申請手続きをお願いいたします。**

※導入支援金は、申請書類のご提出後、1か月~1か月半程度で支払を行うこととしておりますが、申請書類の修正や添付資料の不足などがある場合は、それ以上の日数がかかることがあります。
※申請期限や手続きについては、「労災レセプトオンライン化ナビ」でお知らせしておりますのでご確認ください。

お問い合わせ

労災保険オンラインレセプト
普及促進センターヘルプデスク

☎0120-010-631
(土日祝を除く9:00-18:00)